

# 温泉成分分析のご案内

## 温泉の再分析はお済みですか？

平成19年10月20日より、10年ごとに温泉成分の分析が必要となりました。  
(温泉法 平成19年4月25日改正、10月20日施行)

温泉を公共の浴用または飲用に供する者は、登録分析機関による温泉成分分析の結果に基づいた温泉成分等の掲示が必要となります。

(分析終了年月日から10年ごとに再分析とその結果に基づく内容の掲示)

前回分析 **10年ごと** → 再分析

💧 **料金** 💧

採取・分析及び温泉分析書作成費用を含む

**80,000円 + 消費税**  
(山梨県内の場合)

※メタン(可燃性天然ガス)は、10年ごとの分析の機会に再確認を求められる場合があります。  
必要な場合はご相談下さい。



YRCE公式キャラクター  
山環くん

お問い合わせ先

自然の恵みを次世代へ

**YRCE 株式会社 山梨県環境科学検査センター**  
(登録番号 14山梨み自第1号)

○エコアクション21認証 ○ISO/IEC 17025試験所認定 ○水道GLP認定

**住所** 〒400-0111 山梨県甲斐市竜王新町2277-12

**TEL** 055-278-1600 **FAX** 055-278-1601

**MAIL** mail@yrce.co.jp **URL** http://www.yrce.co.jp

